

令和 5 年度

板橋区いじめ問題対策連絡協議会

令和 5 年 1 1 月 1 3 日

板橋区 総務課

令和５年度 板橋区いじめ問題対策連絡協議会

日 時：令和５年１１月１３日（月）

開 会：午後２時００分

閉 会：午後３時００分

会 場：教育支援センター研修室

次 第

１ 開 会

２ 委員委嘱

３ 会長挨拶

４ 議 題

(1) 板橋区立学校におけるいじめの状況等について

①令和４年度板橋区立学校におけるいじめの状況について

②令和４年度学校非公式サイト対策について

③令和４年度板橋区「いじめ１１０番」「いじめメール相談」の状況について

(2) 板橋区いじめ問題専門委員会からの報告について

(3) 関係機関のいじめ問題への対応について

５ 意見交換

６ 閉 会

【配付資料】

資料１ 板橋区いじめ問題対策連絡協議会委員名簿

資料２ 板橋区いじめ問題対策連絡協議会について

資料３-１ 令和４年度板橋区立学校におけるいじめの状況について

資料３-２ 令和４年度学校非公式サイト対策について（学校ネットパ
ットロール事業報告）

資料３-３ 令和４年度板橋区「いじめ１１０番」「いじめメール相談」
の状況について

資料４ 板橋区いじめ問題専門委員会からの報告について

○総務課長

それでは、お時間となりましたので、ただいまから令和5年度、板橋区いじめ問題対策連絡協議会を開会いたします。

協議に先立ちまして、このたび新たに委員に委嘱させていただく方々をご紹介します。

本来ですと、お一人お一人会長より委嘱状をお渡しさせていただくところですが、お席の上に委嘱状を配付させていただくことで、委嘱に代えさせていただきたいと存じます。

なお、委員名簿につきましては、資料1のとおりでございます。

また、本協議会の概要は資料2のとおりでございますので、あわせて後ほどご確認いただければと存じます。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは初めに、本協議会会長の坂本区長からご挨拶を申し上げます。

○区長

皆様こんにちは。

今日は大変お忙しい中を、板橋区いじめ問題対策連絡協議会にご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

皆様には日頃からいじめの未然防止に向けまして、ご尽力を賜り、厚く感謝を申し上げます。

さて板橋区においては、平成26年度に「東京都板橋区いじめ問題対策の基本理念、組織等に関する条例」を制定いたしまして、いじめをさせない、見逃さない、許さないまちづくりを目指しまして、子どもが安心して過ごせる“東京で一番住みたくなるまち板橋”の実現に向けまして、取り組んでいるところでございます。

また、全区立学校園においては、「いじめ見逃しゼロ」を掲げまして、各学校園における学校のいじめ防止の基本方針に基づき、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に力を入れているところでございます。

本日はご出席いただいております皆様から活動状況などについてお話を賜り、有意義な意見交換ができればと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

簡単でございますけれども、挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○総務課長

ありがとうございました。

はじめに本日の配付資料についてでございますが、緑色の冊子、こちらの「板橋区いじめ防止対策基本方針」につきましては、恐れ入りますが、持ち帰らず、本委員会終了後にお机の上に残していただきますようお願いいたします。

それではここからの議事進行につきましては、会長の坂本区長をお願いいたします。

○区長

はい。どうぞよろしくお願い申し上げます。

早速ではありますけれども、次第に沿いまして、議事を進行させていただきます。

はじめに、「板橋区立学校におけるいじめの状況等について」、事務局のほうから説明申し上げます。

○指導室長

それでは私のほうから、資料の3-1「板橋区立学校におけるいじめの状況について」ご説明申し上げます。

恐れ入りますが資料をご覧ください。

「令和4年度板橋区暴力行為、いじめ、不登校の状況に関する調査」からの抜粋でございます。

本調査データは速報値でございまして、確定値は今後正式に公表されます。

数値の公開につきましては、ご配慮いただきますようお願いいたします。

板橋区立学校におけるいじめの認知件数及び解消率についてでございます。

令和4年度、いじめの認知件数の総数は5, 100件でございました。

昨年度と比較しますと、小学校で704件、中学校では119件増加をしております。

ただ、こちらにつきまして、もちろん数は増加をしております、いじめというものはもちろん起こらないことが大事なのですが、ただ、いじめ見逃しゼロということ、本区では、しっかりとそこを目指していきたいというところでおります。

ですので、どこにでもいじめは起こり得るということをお前提としまして、小さなことも見逃さずにしっかりとキャッチをして対応していくということを進めているところでございます。

続きましていじめの解消率についてでございますが、小学校では61.1%、中学校では54%でございます。

昨年度と比べると、小学校中学校ともに解消率は減少いたしました。

認知件数の増加につきましては、先ほども申し上げましたけれども、いじめの定義の理解が進んで、アンケート等を活用して、児童生徒の状況を適切にとらえることができるようになってきたことが原因として挙げられるととらえております。

また同時に、いじめ解消率の低下につきましては、いじめ解消の定義の理解が進んだことで、被害児童・生徒の心情に寄り添った対応をとっていることが原因として挙げられます。

この解消の定義というのは、いじめが解消したというものが2点ございまして、解決してから3ヶ月が経つということが一つ。

それから2点目が、それに対して必ずその子供、そして保護者、この人たちが苦痛を感じていないことが確認できるということ、この2点が解消の定義となっております。

続きまして「いじめの対応及びいじめ発見のきっかけについて」でございます。

いじめの対応につきましては、小・中学校ともに、「冷やかしかからかい、悪口やおどし文句、嫌なことを言われる」が最も多くなっております。

いじめの発見のきっかけは小・中学校ともに「アンケート調査など学校の取り組みにより発見」というものが最も多くなっております。

被害児童生徒は、教員や保護者に直接伝えることができないものも多く、アンケート調査は有効であり、本区では年間3回以上のアンケート調査を行い、早期発見に努めているところでございます。

最後に、いじめの重大事態についてでございますが、令和4年度はいじめの重大事態は5件でございました。

また、令和4年度にいじめを認知していない学校は中学校で1件ございました。

今後も校長会、生活指導主任研修会、学校訪問等を通じまして、法によるいじめの定義や対応方法の理解が深まるよう、繰り返し啓発するとともに、いじめの未然防止や早期発見に努め、いじめを発見した場合には、組織的に対応し、いじめ見逃しゼロという視点とともに、解消に至るまでの丁寧な対応も一層重視してまいりたい

いというふうに考えております。

続きまして、資料３－２をご覧ください。

「令和４年度学校非公式サイト対策について」ということで、学校ネットパトロール事業のご報告をさせていただきます。

学校ネットパトロールとは、区立小中学校が運営する公式サイトからリンクされていないウェブサイトには児童や生徒に関する投稿がないか、継続的に監視することで、いじめや児童生徒の犯罪等の早期発見、未然防止を目的に、年間を通じて実施しているものでございます。

令和４年度の実績についてご報告申し上げます。

まず、「１リスクレベル別投稿件数」をご覧ください。

令和４年度小学校は０、中学校は３７件となっております。

なお中学校３７件すべてが、「緊急性はないが、必要に応じて適切な指導・対応等が望ましい内容」として、分類別としては「要注意」になっております。

続きまして、「２投稿分類別の件数」をご覧ください。

中学校３７件を投稿内容別に分類したものでございます。

一番多かったのは、「いじめ・中傷表現」が１５件となっております。

令和４年度の報告数についてでございますが、合計３７件で、令和３年度の５４４件と比較しますと、大幅に減少しております。

これにつきましては、令和３年度につきましては、ある特定の生徒による投稿が、数多く連続してあったということが原因となっております。

報告案件の取り扱いでございますが、毎月委託業者から送付される報告書を各校宛に配付し、調査結果を児童生徒の指導に活用しているところでございます。

雑駁ではございますが、以上でございます。

○教育支援センター所長

私のほうから資料３－３「令和４年度板橋区いじめ１１０番、いじめメール相談の状況について」ご報告をいたします。

昨年度の実績についてご報告する前に、いじめ１１０番、いじめメール相談の概要について改めて簡単にご説明をいたします。

いじめ１１０番につきましては、教育支援センター内に専用の電話回線を引いております。平日の９時から１７時の間で架電があった場合には、いじめをはじめとした学校問題への対応経験の豊富な学校管理職経験者であります学校相談アドバイザーが対応しております。

平日夜間及び土日祝日につきましては、留守番電話としておりまして、メッセージが残されている場合には、翌営業日に速やかに対応することとしております。

いじめメール相談につきましては、区のホームページ内にいじめメール相談のページを設けまして、そこから入力フォームにアクセスできるようになっております。

ご相談者様が“返信を要する”にチェックを入れていただいた場合には、速やかに返信し、その後は必要に応じて、お電話等で相談に対して対応していくこととしております。

実績でございます。

令和４年度につきましては、いじめ１１０番が３０件となっております。令和３年度が２６件でございましたので、４件の増となっております。

またメール相談につきましては、年間で２５件となっております。

令和３年度が１１件でございましたので、１４件の増になります。

相談件数の増加の要因の一つとしては、継続的な相談窓口の周知が挙げられるととらえております。

「不安や悩みがあるときは1人で悩まず相談しよう」というタイトルで、こういったチラシを配っております。

こちらの方には、東京都や板橋区のいじめ110番、いじめメール相談をはじめとした各種相談窓口を一覧とした案内を継続的に児童生徒に配付しておりまして、周知が図られてきている結果ととらえております。

こちらについては、各学期ごと、またゴールデンウィークや夏休みの前には必ず、こういったチラシを配付しております。

また児童生徒の方には、1人1台、端末が配付されておりますので、そちらの方のお気に入りからも、各種そういった相談がわかるような案内を努めております。

今後も周知啓発活動に力を入れていくとともに、相談された案件については、学校とともに早期対応、早期解決に努めてまいりたいと思います。

報告は以上になります。よろしくお願いいたします。

○区長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたらご発言願います。

(質問等なし)

○区長

特にご質問ないようでございますので、続きまして、「板橋区いじめ問題専門委員会からの報告について」事務局から説明願います。

○指導室長

よろしくお願いいたします。

資料4をご覧ください。

板橋区教育委員会では、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、平成26年から、板橋区いじめ問題専門委員会を設置しております。

前回報告以降の令和4年11月から令和5年10月までの活動内容についてご報告させていただきます。

個別の内容等につきましてはこの場では控えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず項番1の実施状況についてでございます。

令和4年度につきましては3回開催しました。

8月8日開催分は前回ご報告させていただきましたので、残りの2回開催したことをご報告させていただきます。

令和4年11月28日月曜日、出席された委員は6人のうち4名、令和5年2月2日木曜日、出席の委員は6人のうち5名でした。

今年度につきましては、6月8日木曜日、8月29日火曜日の2回開催し、出席された委員については、いずれも6名中4名ということになってございます。

項番2の検討内容についてですが、そちらの(1)「板橋区立学校園におけるいじめの状況について」と(2)「いじめ防止対策推進法の規定によるいじめの重大事態について」この2点でございます。

続きまして、裏面をご覧ください。

項番3の調査部会の設置についてでございます。

いじめ専門委員会は、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定しております「いじめ重大事態である」として、板橋区教育委員会からの諮問に基づき、

調査部会を2つ設置いたしました。

(1)の調査部会①についてでございます。

その①②③に書いてあるとおりでございますが、調査事案は、区立小学校で発生した同学年児童間のトラブルでございます。

調査状況につきましては、令和5年2月2日から調査中でございます。

調査員の構成は、いじめ問題専門委員及び専門調査員、弁護士、有識者、医師というふうになってございまして5名となっております。

なお専門調査員というのは、いじめ問題専門委員会規則第8条に、専門委員会は、専門事項を調査させるため、専門調査員を置くことができるとなっておりまして、いじめ問題専門委員以外の方にも調査をお願いできることとなっております。

例えば弁護士であれば、弁護士団体等、職能団体に推薦依頼をして、委嘱をしているものでございます。

(2)の調査部会の②についてでございます。

こちらも3点書いてあるとおりでございますが、調査事案につきましては、区立小学校で発生した、同学年児童間のトラブルでございます。

調査状況につきましては、令和5年8月29日から調査中でございます。

調査員の構成につきましては、いじめ問題専門委員及び専門調査員、弁護士、心理師、この3名でございます。

報告は以上でございます。

○区長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたらご発言をお願いします。

(質問等なし)

○区長

それでは、先に進行させてもらいます。

続きまして、「関係機関のいじめ問題への対応について」に移らせていただきたいと存じます。私から大変僭越ですけれども、ご指名させていただきまして、その後に意見交換を行う形で進めさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

よろしくお願いします。

はじめに学校における対応についてお話をいただきます。

よろしくお願いいたします。

○委員

私どものホームページを見ていただければわかるとおり、いじめ防止基本方針についてはホームページに掲載しております。

それに基づいて、本校の取組みをお話申し上げたいと思っております。

我々のいじめ防止基本方針というのは、いじめ防止対策推進法第13条第1項に基づいて、策定したという経緯がございます。

ただ本校は私学であり、また仏教系の私学でございますので、仏教の教えというのは大げさですけれども、仏教政治に基づいたいじめの対応というのを考えております。

簡単に言うと、心の教育がおのずと子供たちのいじめを防止するというような、運びになっているのではないかと考えております。

とはいえ、何かあった場合には対処しなければならないので、例えば我々の構成員をちょっとご紹介いたしますと、本校は3名のスクールカウンセラーが週4回定期的に勤務し対応にあたっています。正直申し上げますと、スクールカウンセラーの

利用率は高く、毎日ほとんど予約でいっぱいになっております。

それは、いじめじゃなくて、いろんな心の問題を抱えている生徒が多いということだと認識しています。

またそれに連動しまして、養護教諭が2名、専任と常勤がいますので、誰かがいないということはない状況で、スクールカウンセラーと協力して子供の指導に当たっております。

また学校医が月1回来校して、その時に衛生委員会も開催するんですけども、心の教育の抜本的な見直しとか、それから他に違う方法があるのではないかなというようなことを、毎月やっている最中です。

また、幸運なことに本校は弁護士資格を持っている教員がスクールロイヤーとしていますので、このスクールロイヤーやスクールカウンセラー、養護教育学校医も衛生委員会に出席して、いじめ対策に当たっているという状況です。

ですから、本校のいじめ対策の特徴と言えばやはり心理面であるとか法律面であるとか、それから養護面であるとか、それから医学のこの4つを基本として、子供たちを支えているという状況になります。

実際はどういうふうに動くかということ、まず教員側の方は研修会を設けています。

一番最近では夏になりますけれども、いじめ問題の専門の方を呼んで、いじめの定義であるとかを、その都度教員の方に認知をしているという状況です。

それから子供たちについては、早期発見が重要になりますので、これもいろんな例がありますけれども、生活アンケートを実施してそれに対処するというような形になっております。今年は5月に行いました。

具体的に言うと、これは文科省のホームページから確か参考にさせてもらったんですけども、「あなたはクラス学年学校の人から嫌な思いや痛い思いをしたことはありますか。あった人はどのようなことがあった方を教えてください。」こんな形です。特になしとか、あるいは具体的に子供たちが嫌な思いなどを書いてくるというわけです。それから、自分だけではなく、あなたのクラスで見かけたことはありますかという質問もしております。

それからもう一つはいじめとは関係ないんですけども、自分の家で嫌な思いや痛い思いをしたことがありますかっていうので、アンケートをとって、それで少しでも書いた生徒に関しては、生活指導部を中心に全員潰したということです。

細かいことでも、見かけたのは一体誰がいつだ、それで今どうなっているっていうのを全部確認して、いじめに発展しないように、こちらで注視して指導しているという状況です。

ですから、いじめにこれからなりそうな案件というのは、いくつかあるんですけども、基本的には多くの人間から1人の人間を中傷するようなことは、幸いなことに今起こっていないという状況でございます。

以上です。

○区長

ありがとうございました。

続きまして、学校における対応についてお話をいただきます。

よろしく願いいたします。

○委員。

小学校では、いじめのアンケートを毎月実施しています。

内容なんですけれども、いじめを受けていますかといったストレートな聞き方ではなくて、友達のこと困っていることや悩んでいることはありますかということ

で、あり無し、または記述ということで、とっています。

そして、それをもとに、学級担任が子供から聞き取りをして、集計シートにまとめて、学校いじめ対策委員会に報告をしています。

ここまでの対応は、ほとんどの小学校で同様だと考えます。

今年度からもう一步改善を図りまして、学校いじめ対策委員会の窓口にいじめ防止コーディネーターを新たに設置しました。

昨年度までは、生活指導主幹が、窓口になっておりましたが、生活指導主幹は、いじめ以外にも、不登校や問題行動等も所管しており、なかなか1人で回し切るのは難しかったという状況があります。

そこで、いじめ防止や、不登校のコーディネーターをそれぞれ、主任教諭に任せることにしました。

このことは、大変功を奏しまして、会議体の会議の運営は、主任教諭に任せ、ベテランの生活指導主幹は、子供たちからの聞き取りなど、子供の対応のサポートに入ることができるようになりました。

そして、報告を受けたいじめ防止コーディネーターは、いじめ対応記録表に、そのいじめが現在指導中なのか、それとも指導後本人の訴えのない状態で、要観察の状態なのか。あるいは解消なのか。そういったところを、月ごとに色別で、誰もがわかるようなシートにまとめています。

遠くから見えにくいと思うのですが、これがその一覧のシートでございます。

これを学校いじめ対策委員会で共有することによって、一つ一つの対応について協議するとともに、4月から9月まで、認知件数は38件なのですが、その38件について、今対応がどうなっているのかということを、誰もが、組織が、すぐに確認できるという状況になりました。

このことによって、担任や学年に任せきりになることもなく、またあの件どうなったっけっていうような場面も解消いたしましたので、今、この観察シートを活用して、毎月集計をして確認をしているという状況でございます。以上です。

○区長

ありがとうございました。

続きまして保護者PTAの視点からお話をいただきます。

よろしくお願いいたします。

○委員

保護者の視点から申し上げさせていただきますと、いじめの定義とか、いじめの解消の定義、こちらの方、今資料いただいておりますけれども、児童生徒達に対して、こういった啓蒙活動を日々学校のほうで行っていただいているということで、大変感謝をしております。

一方で保護者が、この点に対してどれだけ意識を持っているのかなっていうのがあります。実際私も、いち保護者として、こういういじめはよくないというのは当然わかっておるんですけれども、いじめの定義ですとか、こういうことしたら駄目なんだよっていう、もうわかりやすいルールっていうのを保護者に対しても啓蒙する活動を少ししていただけると、よりいじめの件数が減るのではないかなというふうに感じました。

また、いじめとはあまり関係なくなってしまうかもしれませんが、今モデル事業といいますか学校における居場所推進事業というのを、区並びに教育委員会の方からやっていただいております、委託校が3校、推進事業校が8校あるということで、中学校側のサポートを大変ありがたく思っております。この場を借りて御

礼を申し上げます。

今、3校8校と申しましたけれども、そういった形をもっと発展していただけるような取り組みですね、全校ないし小学校の方にも居場所ですとか、いじめじゃない方もいるとは思いますが、こういった子供たちのよりどころっていうのを手厚くフォローしていただけると良いかなと思います。

また、スクールカウンセラーなんですけれども、いじめ以外のご相談もたくさんあると思うのですが、その中から重大案件ということでアンテナを張って察知して、未然にいじめの防止を進めていただけたらなと思っております。

推進事業とかおそらく、区の予算のことなどもあるとは思いますが、そちらの方にちょっと力を入れていただけると大変助かるなというふうに思っております。私からは以上になります。

○区長

委員、ありがとうございました。

続きまして、青少年健全育成地区委員会におけるいじめの対応についてお話をいただきます。

よろしくお願いいたします。

○委員

私達、青健連合会としては、いじめ問題を取り上げたことは今までにありません。

私どもは、春の少年野球の地区予選から、板橋区の大会、それからそれぞれの地区のキャンプ大会、それから秋の運動会だとか、そういうところで子供たちと一緒にその地区の活動を盛り上げるという意味で活動しております。

そういうことから、そこに集まってくれている小中学生の子供たちには、その中ではいじめという問題が全く、課題に取り上げられておりません。

ですから皆さん、健康的で活発な子供たちが集まってくれておりますので、ここでいじめっていうものが、全くないとは言いませんが、ほとんどない状況であります。

ですから、今後、我々青健連合会としても、いじめ問題に対して、皆さんと協議をして、各地区の青少年の活動に対して、そういう問題が発生しないように、何とか努力をしていきたいと思っております。以上です。

○区長

ありがとうございました。

続きまして、教育委員会におけるいじめ問題の対応につきまして教育長から願います。

○教育長

皆さんこんにちは。いつも色々とお世話になっております。よろしくお願いいたします。

一般のいじめ対策を総合的に定めました「いじめ防止対策推進法」が2013年9月に議員立法として施行されてから10年が経ちました。

本法律のきっかけとなりましたのが、平成11年10月の滋賀県大津市のいじめ事案でありました。

被害者の父親の言葉が強く印象に残っております。

いじめは自殺を誘発する恐ろしい行為であると認識を持つべきである。

この言葉を真摯に受けとめ、学校の教職員はもちろん、保護者や地域の皆様と共有していくことが大切であると感じております。

本区では、いじめはどの子供にも、どの学校にも起こり得るとの考えのもと、い

じめゼロではなく、いじめ見逃しゼロを目指していくことが重要であると考えております。

文部科学省が先日公表いたしました令和4年度のいじめの認知件数は、全国で68万1948件であります。

前年度に比べ約10%増加いたしました。

文部科学省では、いじめの認知件数の増加につきまして、「新型コロナウイルス感染症の影響が続き、感染を予防しながらの生活となったが、部活動や学校行事等の様々な活動が再開されたことにより、接触機会が増加するとともに、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったことや、アンケートや教育相談の充実等による生徒に対する見取りの精緻化、SNS等のネット上でのいじめについての積極的な認知などで、いじめの認知件数が増加したと考えられる」と分析しております。

学校において、いじめは、子供が心身の苦痛を感じているものという被害者側に寄り添った定義への理解が広がり、いじめの積極的認知が進んだ結果だろうと考えます。

保護者や地域の皆様にもいじめの定義への理解が広がっていますが、未だに「そのくらいでいじめと言うなんて」といった、これまで我々が持っていたいじめの認識である、社会通念上のいじめと、今回、法律で定められた法令上のいじめとの認識の違いが未だに見られることは、否定できないところではないでしょうか。

学校での機会をとらえていじめの定義について周知するとともに、教育委員会としても発信していく必要があると考えております。

また、全国でのいじめの重大事態の件数は923件であり、前年度に比べ約30%増加いたしました。

文部科学省は、増加の要因として、いじめ防止対策推進法の理解が進んだことによる積極的な認定や保護者の意向を尊重した対応がなされていると評価する一方で、いじめ重大事態として把握する以前には、いじめとして認定していなかった件数が357件であり、いまだ学校としていじめの認知に課題があると分析をしております。

先ほど指導室長から板橋区では令和4年度において、いじめの重大事態が5件であるとの報告がありました。

このいじめの重大事態におきまして、とりわけ注意すべきことは、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時であります。

いじめの内容ではなくいじめを起因として、不登校になってしまった児童生徒について、学校をはじめ、教育委員会においても、しっかりとモニタリングしていく必要性を感じております。

不登校になった要因は、無気力、不安が大多数であります。きっかけが本当は何であったかを把握し適切に対応していく必要があると思います。

また年々いじめかどうか判断しづらいケースにおいて、転校を要望する保護者も増加してきております。

いずれにしても、学校において、いじめの疑いがある場合、それがたとえ子供間のトラブルといった様子であっても、早期にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えたケース会議等を開催し、情報共有、対応方法の検討等について話し合っていたきたい。

また学校だけでは対応が難しいケースにおきましては、指導主事も加え、対応し

ていきたいと思っております。

最後に令和4年12月に12年ぶりに改訂をしました、生徒指導提要についてであります。

この生徒指導提要とは、生徒指導に関する学校教職員向けの基本書であります。

学習指導に関しましては、学習指導要領がございますが、生活指導については本書がその位置付けであると考えております。

本書の中でいじめに関する生活指導について、いじめに関する重層的支援構造として、未然防止、早期発見、早期対応のあり方について示されております。

さらに、本協議会の理念等について、関係機関等との連携体制で示されているほか、保護者、地域の人々との連携についても示されております。

この生徒指導提要をもとにして、教育委員会、学校、保護者、地域がいじめ問題対策についての方向性を共有し、今後もいじめ見逃しゼロに向けて取り組んで参りたいというふうに思っております。

以上でございます。

○区長

教育長、ありがとうございました。

続きまして、学識経験者の委員からお願いしたいと存じます。

いじめの問題への対応等についてお話をいただきます。

よろしくお願いいたします。

○委員

私の方からは日頃、色々な研究を通して考えてることをお話申し上げたいと思います。

最近の子供の背景ですとか、或いは状況が非常に多様化してきていて、いろんなお子さんが学校にいらっしゃってるというそういう状況です。

それに伴って、いじめの様相というの、本当に複雑に多様化していて、それぞれ1名のケースによっても大分状況が違っているということが目立ってきてるんじゃないかというふうに思います。

そこを学校の先生がすべて対応しようというのはなかなか難しいと考えます。

福祉の知識、あるいは医療関係の知識、あるいは県ごとの法律ですとか人権に関する知識、それ以外にも色々な知識を持っていれば、その子供の状況が分かる一方で、それが無いがゆえに、その状況が見えない、そして対応が後手後手に回ってしまうっていうことも場合によっては起こり得る考えます。

すべて先生方だけに押し付けていくというのは難しいと思いますので、やはり関係機関の連携や、様々な専門知識を持った人たちが、先生とともにそういうケースについて考えていくというふうにしていかないと、先生の荷がますます重くなっていくだろうというふうに思います。

そういった連携や研修などを進めて、子供の見方や色々なケースに対応していくための機会が必要になってくるんだろうなというふうに思います。

そして実際に連携をしましたという段階になっても、今度連携のための時間というのが、先生たち、今度はこちらの人との連携、次はこちらの人との連携ということで、それでまた連携のために、先生たちの時間がとられていくということなので、連携という言葉は大変美しいんですけども、それを実際にやろうとなると、またそこは大変になってくるということなので、いじめ対策といったときにも、あるいは、他機関との連携といったときにも、先生の働き方をそれとどういうふうにリンクさせていくのかっていうことは、必ず考えなければいけないというふうに思いま

した。

先ほどの小学校の例は、すごく私は感銘を受けたんですけど、やはり見やすくするような仕組みづくりをして、ぱっと見ただけでもどういう状況なのか把握できるみたいなそういう工夫が素晴らしいというふうに思いました。

ですから、やはり先ほど連携というのをうまく進めていくための仕組みづくりや、人員がどう多く配置されるかということも含めて、この先生方の負担も軽減しつつ、そして子供の最善の利益になるような対応をしていくことができるようになるんじゃないかというふうに思われます。

私、実際いじめ問題の対策の専門委員をやっているとして、その際の先生の様子を見ていますと、やはりそういう先生方の置かれている状況の改善も大切だなという風に痛感しておりますので、そのようなことをぜひお願いできたらと思います。

以上です。

○区長

委員ありがとうございました。

続きまして、いじめ問題への対応等についてお話をいただきます。

よろしくお願いいたします。

○委員

板橋法曹会は板橋区に住所または事務所を有する弁護士で構成されている任意団体です。普段から大変お世話になっております。

学校関係につきましては、スクールロイヤー事業の委託を受けておりまして、学校の先生方からのご相談をお受けしたりしております。

いじめの問題のほかにも学校安全、学校事故や保護者対応、近隣との関係等々、様々なご相談を受けしておりますが、やはりいじめに関するご相談が大変多くなっております。

いじめについては、いじめ防止対策基本法があって、それに基づいた対応が求められていますので、立法的な観点で、その法に則った対応についてご相談を受けすることもあります。

またその中で、法に則った調査を求められた場合の対応のあり方についてのご相談もあります。

例えば、いじめの定義の問題が出ておりますけども、友達同士の中での色々な関係の中で、当初は特に何かをされていても気にならない関係の中で、それをされている方もある意味好んで受け入れていたとものが、だんだんとされていることが嫌になってきた、精神的に負担になってきた、傷つくようになっていったというようなこともあったりしまして。

これは一体どこからいじめになったのだろうかということでご相談を受けて、細かく一緒に検討したいというようなことをしたこともあります。

その中で、これが法に基づく重大事態だということであれば、それに基づく対応に移行をすることについての助言をさせていただく場合もございます。

いじめ対応につきましては、本区との関係ではそのように学校の先生方からのご相談に対する対応を通じて、いろいろと対応させていただいているところでございます。

区の対応から少し視点を広げて、弁護士会とか弁護士全般の視点から触れさせていただきますと、先ほど教育長から生徒指導提要の改訂の話もございましたが、今年が目玉としてはやはり4月に子供基本法が制定されて、子ども家庭庁が指導しているというところが大きいかと思います。

学校関係は引き続き文科省の所管っていうのもありますけども、いじめの問題については子ども家庭庁も、一緒に所管するというふうになっております。

その中で現在、こども大綱というのが国の中で制定が進められていまして、今後それを受けて、各地方自治体のほうでも、方針を定めていくというふうになるのかなと思いますので、そういった流れの中でも、何か法的なお手伝いができれば入れさせていただきたいというふうに思っています。

さらにもう少し視点を国際人権にまで広げますと、昨年、障害者権利条約に基づく国連の障害者権利委員会からの勧告の中で、日本でのインクルーシブ教育の問題についての意見が出て国内での波紋が大きかったというふうに記憶しております。

それを受けての対応というのも、今後進んでいくんだろと思うんですけども、弁護士的な視点で見ましてもこのインクルーシブ教育のあり方っていうのは大変興味があるというのもありますし、自分自身のこう子供時代を振り返っても、なかなか馴染んでこなかった面がありまして、今後のその動向を注目していきたいですし、弁護士にもその推進に対するお手伝いができればと思います。

このインクルーシブっていうものは結局、障がいのある子もない子も同じ場で配慮を受けながら学ぶということで、ひいてはいじめ等で学校に来にくくなっている子供さんを、取り込んでいくような、子供たち全体がインクルーシブに過ごすという意味では共通する面もあるのかなと思いますので、その点でも注目しているところでございます。

弁護士的な観点からのご報告は以上です。

○区長

委員ありがとうございました。

私の方から指名をさせてもらいまして、委員の皆さんからご意見等をいただきましたが、お時間も少しございますので、他にも意見交換ができればというふうに考えています。ご発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○委員

私は、板橋区いじめ問題専門委員会の委員長をさせていただいていますので、それも含めてお話をしたいと思います。

先ほど教育長から昨年度全国で重大事態は923件、板橋区は5件であるとありました。

この数は、割り算をすると人口規模でほぼ平均的な数なのかもしれませんが、一方で専門委員会による調査部会を立ち上げているのが2件という報告もありましたが、実はもう1件、今後あり得るという状況になっております。

重大事態がすべて第三者調査をするわけではないというものの、全国で委員の確保という点でいうと、もうあちこちである意味取り合いの状態になっているわけです。

そういう中で3件の調査をするということになると、しかもこれが4件5件となっていたときに調査を誰がやるのか、誰が引き受けてもらえるのかということが、すごく重要な問題になっております。

そういう面でそのための予算を確保していただかなければならないということになったりするわけです。

だから、重大事態と認定しないで欲しいとか言っているわけではなくてですね、むしろそれは全く逆の話でありまして、専門委員会で調査をしろということになれば調査をしなければいけないわけです。

でも、そうならないための対応策を皆さんで考えていただかないと、最後のこの

調査というところでもう詰まっている状態に今、全国で起きておりますので、その点はやっぱりご認識いただけないかなと思います。

午前中も実はオンラインで熊本市の審議会に出ていたんですけれども、そこでも話題に出ておりますが、やっぱり教育委員会だけで対応しきれないケースがあります。

そうなってくると区長部局の方でどうやって早期に保護者との対応等を行っていただくかということが、より重要になっています。そういうことも改めてご認識いただきたいなと考えています。

○区長

今、いじめ問題専門委員会の委員長から、今後重大事態が3件、4件と増える可能性があるというご指摘がありました。

これに対して、組織としての対応を教育委員会または区長部局も含めて整備すべきだというご提言ありましたけれども、この問題については、いかがでしょうか、

○教育長

委員ありがとうございます。

重大事態が多いということに関しては非常に心配をしております。

先ほど委員がお話しいただいたように、初めはそうでもなかったものが、だんだんとエスカレートしてくる。

そのエスカレートのところには、保護者の存在というのがやっぱり非常に大きくなってきて、本来、先生方や学校が仲介に入って子供同士で解決していくっていうような案件に対して、いじめの定義に則って考えればもちろん当たり前と思うのですが、いじめということに非常に神経質になられていて、保護者の方の意識の高さや敏感さというものが非常に強くなってきているというのが、強く最近私が感じているところであります。

そういったものがだんだんエスカレートして、半年後、1年後、2年後に、あの時の事が重大事態ではないかというようなことがあるという点から考えて、やはり初めに起こったときの初期指導で、どう対応していくかというのが非常に重要なことになります。

最初は大したことないって言いながらもだんだんとそれが重くなっていくというのが実状ですので、早期発見をした時の早期対応というのが非常に重要になってくるのではないかなというように思っております。

資料の41ページにある重大事態という事を鑑みたときに、これから起こっていく可能性は十分ありますので、それを起こさないようにするためにも早期対応というところをしっかりと、その場で、そこでこそ保護者を交えてきちんとした対応をしていく必要があるのではないかなというふうに思っております。

○区長

ありがとうございます。

専門委員の皆さんには本当に日頃からご尽力を誠にありがとうございます。

先ほど伺いました状況というのはよく理解できました。

教育委員会と連携、また密に情報共有をしながら、特に迅速に、また柔軟に対応できるような体制づくりをしていきたいというふうに考えております。

どうぞまた、これからも一層のご指導賜りますようお願い申し上げたいと思います。ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

では、ご意見がないようですので、この辺で今日の会議を閉じたいと思います。

本日は委員の皆様からいじめ問題の防止に関する活動報告をいただきまして、誠にありがとうございました。

今後とも、委員の皆様と連携強化を図りながら、いじめをさせない、見逃さない、また、許さないまちづくりを推進してまいる所存でございます。

万が一、いじめに起因する重大事態が発生した場合や、発生を防止するために必要である場合がある場合は、対応の協議等を行うために、急遽、委員の皆様にご参集いただくことがあるかもしれませんので、その際には、何卒ご協力のほどお願い申し上げます。

本日は大変お忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございました。

委員の皆さんからいただきました貴重なご意見を参考にしながら、いじめ防止対策を進めて参りたいと思います。

これをもちまして、板橋区いじめ問題対策連絡協議会を閉会といたします。

ありがとうございました。